

(仮称)静岡市自治基本条例公開講座【第3回】

日 時 平成16年11月12日(金) 19:00~20:00
場 所 静岡市立北部公民館
出席市民 5名
事務局 山村行政改革推進室長 加藤主幹 中嶋主任主事
内 容 中間案について説明した後、出席者と意見交換を行った。
意見の内容は次のとおり

質疑等事務局と意見交換したご意見一覧

	市民の皆さんからのご意見	事務局の回答、意見等
1	第26条のまちづくり推進審議会の役割は非常に大きく、議会よりも重要かもしれないと思うが、委員は誰が選ぶのか？お手盛りでは意味が無いし、市民の代表が10名だけというのも心配。	市民の代表として、市政に関する最終判断を行うのは議会であり、この審議会はいわば市長に物申す機関、という位置付け。従って委員は市長が規則で決めて決定するが、現在内規で市民委員のうち2割以上は公募とするよう決まっている。あとは経済界やNPOなどの関係団体からバランスよく選ぶことになるだろう。公募委員の申し込みが多ければ、市の部長などの職員が選考委員となり、書類選考などで適任者を選考する。
2	住民投票の効果や意味について、静岡合併の際も住民投票が行われていれば結果は違ったかもしれないし、法的拘束力は無いとはいえ、せつかく制度をつくるのなら「別に定める」ではなく、この条例でハッキリ定めるべきではないか。	この条例で定める住民投票制度は、案件ごとにその内容にふさわしい住民投票条例案を市民の皆さんに提案してもらうという主旨。法的拘束力を持たせることは違法性があるとされ、個別の住民投票条例中でも「最大限尊重する」という規定になるだろうが、住民投票の結果が多数となれば長も議会も無視することはできないので、効果はある。時代時代に応じて最適な住民投票条例が制定できるように、という含みもある。
3	住民投票について、結果の拘束力を規定すべき。実際にどのような案件があるのか、想定していないのか？	一つの例として合併が対象となるだろうが、具体的な想定はしていない。迷惑施設の建設に関する住民投票の事例はあるが、現在の静岡市の状況では想定しにくい。 住民投票の結果について、結果を尊重する、という規定をここで入れても面白いかもしれない。今日いただいた住民投票に関するご意見は、すべて持ち帰って検討させていただく。

4	市民の権利と義務について、計画の段階から市政に参画するというが、具体的に説明して欲しい。	中間案第 10 条に規定している。施策を行う最初の段階から、市民の皆さんと議論しながら進めていくということ。審議会に参加して意見を述べていただくのも一例である。実施の段階では、例えばアドプトプログラムへの参加や公の施設の指定管理者となる等、行政と協働する形もある。他市では、体育館の建設にあたり、スポーツ団体や障害者等様々な立場の市民が参画し、計画時からそれぞれの立場から意見を出し合い、納得しながら作業を進めた例がある。
5	第 26 条で永住外国人の住民投票請求権に関する規定はあるが、政令指定都市への移行にあたり、もっと国際的な視点が必要ではないか。	総合計画の基本構想では、目指すまちの姿として「活発に交流する」と謳われており、またこの条例でも人と人との連携を定めている。政令指定都市へ移行するにあたり、人が集まるまちづくりを進めるという意味からも、国際化についてこの条例内で規定するよう検討したい。

第 3 回公開講座におけるご意見数 計 5 件